

# 高齢者福祉サービスをご利用ください

申・問／長寿はつらつ課 ☎463-1921

令和7年度に実施する高齢者福祉サービスの一部をご案内します。希望される方は事前にお問い合せください。詳しくはリーフレット「高齢者福祉サービスのご案内」をご覧ください。くか、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ



## 配食サービス

栄養のバランスのとれた昼食をお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

**対象**／食事の支度が困難で、ほかの方から食事の提供を受けられない65歳以上のひとり暮らし等の方

**種類**／普通食・きざみ食・おかゆ・糖尿病食等

※配食業者により異なります。

**利用料**／1食当たり400～600円



## 移送サービス

医療機関への入退院時や、介護保険の施設利用時に、寝台や車いすに乗りながら乗降できる移送車両を利用した場合の、費用の一部を補助します。

**対象**／65歳以上の方で寝たきりまたは常時車いすを利用しており、移送用車両でない移動が困難な方（40歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方も対象となります）

**利用者負担**／本人が住民税非課税の場合…移送費用の1割

本人が住民税課税の場合…移送費用の3割

※月の利用限度額は移送費用で3万円です。また、超過分は自己負担となります。



## 家具転倒防止器具等設置費の補助

地震による家具の転倒等を防止する、転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。

**対象**／65歳以上のみで構成されている高齢者世帯

**補助対象**／家具転倒防止等に有効な器具・ガラス飛散防止に有効なフィルムと取り付け費用

**補助金額**／1世帯1回に限り1万円（限度）



## 紙おむつの支給

対象者の自宅等に紙おむつをお届けします。

**対象**／住民税が非課税の65歳以上の在宅の方で、寝たきりもしくは重度の認知症のため失禁状態にある方

※生活保護受給者で紙おむつの支給を受けられる方は対象外です。

**利用料**／無料



## 安心見守り・緊急通報システムの設置

緊急時にボタンを押すことで消防署に通報できる機器を設置します。（設置には固定電話回線が必要）

**対象**／①慢性疾患は無いが日常生活に不安を感じる65歳以上のひとり暮らし等の方

②心臓疾患や脳疾患等の慢性疾患により発作が起きた際に、自身で119番通報する事が困難な方

**利用料**／①月500円（生活保護受給者は免除）

②無料



## バス・鉄道共通カードチャージ料の交付

高齢者の外出支援を目的として、対象者の方にバス・鉄道共通カードのチャージ料を交付します。

**対象**／令和8年3月31日時点で70歳以上の方

**申請方法**／申請書を郵送・朝霞市電子申請システムによる電子申請

※対象の方へ7月中旬以降に、申請書を送付します。

**給付金額**／70歳になった方は3,000円、71歳以上の方は2,000円を指定口座に振り込み

**その他**／申請は1人につき年度中1回限りです。



## 車いすの貸し出し

ケガなどで一時的に車いすが必要になった場合に、2週間を限度に貸し出しを行います。

**対象**／一時的に車いすを必要とする65歳以上の方

**利用料**／無料

**貸出場所**／長寿はつらつ課・内間木支所・各出張所・各公民館・各市民センター（朝志ヶ丘を除く）



## ひとり歩き高齢者等見守りシールの配付

認知症により道に迷うなどの行動（ひとり歩き）が見られる高齢者等の早期発見・保護を目的とし、靴等に貼り付けできる個人を特定する番号を付したシールを配付します。

**対象**／認知症等によりひとり歩きのみられる高齢者等の家族

**配付枚数**／20枚

**利用料**／無料

